○東北地方整備局告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年八月二十七日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　工事区間　工事の種類　工事開始の期日

二百八十三号　釜石市甲子町第十三地割から同市甲子町第七地割まで　改築　平成二十四年八月二十七日

○東北地方整備局告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年八月二十七日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　工事区間　工事の種類　工事開始の期日

二百八十三号　遠野市上郷町平倉四十地割から同市綾織町新里二十五地割まで　改築　平成二十四年八月二十七日

○関東地方整備局告示第三百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年八月二十七日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画公園事業第六・五・九号高井戸公園

三　事業施行期間　自平成二十四年八月二十七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都杉並区久我山二丁目地内

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都杉並区久我山二丁目地内

○関東地方整備局告示第三百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月二十七日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
さいたま市北区宮原町四丁目六七番二から同市北区宮原町四丁目六七番八まで	前	二〇・一二～二三・四〇メートル	〇・〇二一キロメートル
	後	二一・七二～二二・二〇	〇・〇二一

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月二十七日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小山市大字羽川字二ノ窪八三四番二から同市大字喜沢字海道間六四七番五まで	前	一二・〇四～一二・二二メートル	〇・一二二キロメートル
	後	一二・〇四～一六・〇一	〇・一二二

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十七日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十号	みどり市笠懸町鹿三一〇四番一から同市笠懸町鹿二九四〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月二十七日

○関東地方整備局告示第三百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十七日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市大和田一丁目二四八番一一から同市大和田一丁目二四七番一八まで	前	六四・九〇～七五・八三メートル	〇・〇二〇キロメートル
	後	六四・九六～七五・八三	〇・〇二〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月二十七日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市大和田一丁目二四八番四から同市大和田一丁目二三七番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月二十七日